

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

昭和47年11月に婚姻届を町役場に提出した際、役場職員に国民年金加入を勧められ、未納になっていた期間の納付書を作成してもらった。保険料は、12月に支給された賞与で、郵便局へ納付した。婚姻届を出した特別なときなのでよく覚えており、保険料を納付したのに未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が婚姻の手續とともに国民年金加入手續を行い、未納期間の保険料を納付したとする昭和47年12月は、すでに特例納付の期間が終了した時期であるが、昭和47年度現金納入者一覧表の記載内容から、年度内の48年3月まで特例納付を認めていた事実が確認できる。このことから、申立人は、未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったことがうかがえる。

また、申立人は、加入手續時、未納期間である昭和43年8月から47年3月までの保険料を納付する意思が有り、それにもかかわらず、役場職員があえて申立期間を除いた納付書を作成する合理的な理由は無い上、事実、43年8月から46年11月までの保険料は納付済みとされていることから、年度途中の申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて期限内に納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年4月1日）及び資格取得日（同年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年10月1日まで

昭和36年4月1日にA株式会社に入社し、1年間の同社出張所（B市）勤務を経て、C市の本社勤務となり、38年7月に同社を退職するまで継続して勤務していた。ところが、年金加入記録を照会したところ、本社に異動した37年4月から半年間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、複数の同僚の証言から申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人を自己の部署に引き抜いた上司や、その後申立人と仕事を一緒にしていた同僚に被保険者期間の欠落が無いことから、①申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及び②事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行したか否かは明らかでないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成20年8月11日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、本事案は申立てのあった事業所における厚生年金保険被保険者期間の途中が欠落していること及び上述の理由から、申立人が申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 37 年 4 月 1 日）及び資格取得日（同年 10 月 1 日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和22年5月1日にA株式会社へ入社し、51年8月31日に退社した。この間、B工場、C工場、D工場と転勤したが、継続的に勤務していたにもかかわらず、30年11月の厚生年金保険の加入実績が無かった。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍期間に係るA株式会社の発行した人事記録カード、給与明細書及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨国民年金 事案 155

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年の春、A 町の役場で B 町に住民票があった時の国民年金保険料が未納であることを知った。そんなはずはないと申し出たが、領収証書を処分してしまっていたので認めてもらえなかった。納付した記憶があるので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記帳、メモ等）は無い。

また、社会保険事務所保管の被保険者原票に B 町の住所が記載されていないことから、申立人は、昭和 47 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への加入手続を行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、B 町役場窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、同町職員の「当時、同町では国民年金保険料は納付組織による納付が中心だったため、被保険者が役場で直接納付する場合には収入役室に回ってもらっていた。」との証言と異なっている。

加えて、申立人は、申立期間中に住居の転出・転入を二度行っているが、国民年金の加入手続をそれぞれの役場で行った形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 156

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

ねんきん特別便によると、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金納付記録が無い。36 年 4 月から 37 年 3 月までの分は A 市役所に、37 年 4 月から 38 年 3 月までの分は B 市役所に納付したことを覚えているので、納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、それぞれの市役所窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているが、任意加入した 47 年 2 月 24 日に資格を取得した記録しか確認できず、申立期間当時の国民年金加入記録は見当たらない。

また、夫の転勤に伴う住所変更の記録から、B 市転入は昭和 38 年 3 月 15 日と確認でき、B 市役所窓口で 37 年 4 月から納付していたとする申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、それぞれの市役所窓口で納付書に現金を添えて納付したと主張しているが、当時の国民年金保険料の納付方法は、市役所窓口で購入した国民年金印紙を国民年金手帳の右ページに貼付し、左ページに領収印（検認印）を押してもらう方法であり、申立人の主張と齟齬がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 157

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から5年1月までの期間、5年3月から同年11月までの期間及び6年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から5年1月まで
② 平成5年3月から同年11月まで
③ 平成6年4月から同年12月まで

両親の記憶では、私の国民年金保険料は納付していたはずである。加入していたのに納付書が送られてこなかったことに不信感を持っており、学生なのに保険料が高いということが話題になった時に、親が納付してきたと言っていたことを覚えている。氏名が変わった読み方なので記録が欠落しているのではないかとよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入しているにもかかわらず納付書が送付されなかったとしているが、加入手続は平成3年の20歳の時点ではなく、国民年金手帳記号番号が払い出された7年1月ころであると考えられる。

また、申立人の母親は「国民年金保険料の口座振替手続を行った。」と証言しており、平成7年2月の国民年金保険料から納期内納入が確認できること、及びA区役所の年金担当職員が「当時は、国民年金の加入手続を職権で行う取扱はしていなかった。」と証言していることから、同年1月ころに口座振替手続きと共に加入手続が取られたとするのが自然である。

さらに、申立期間①は、時効により納付できない期間を含み、申立期間②及び③は過年度納付となり、B社会保険事務所が作成した過年度納付書により納付することとなる。事実、申立人保管の領収証書は過年度保険料を納付したことが確認できるが、同領収証書は申立期間前後の分割納付に係るもので、申立期間の保険料納付を裏付けるものではなく、ほかに納付した事情も

見当たらない。

加えて、同居していた申立人の姉も 20 歳の昭和 63 年 2 月から平成 4 年 3 月の厚生年金保険加入までの期間は、国民年金へ未加入だったことが確認できる上、申立人の氏名については、可能と思われる様々な読み方で検索を行ったが、ほかに年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 158

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 45 年 3 月まで

他界した父から「お前が結婚するまで年金を掛けておくから」と繰り返し聞かされたことが脳裏に焼き付いている。結婚後は妻が保険料を払っていたと思う。当時住んでいた地区では、組の集金係が農協に保険料を納めに行っていたように思う。まじめに年金を満額掛けた可能性が十分あるので、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親又は妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、父親も既に亡くなっており、妻も当時の状況をほとんど記憶していないことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が挙げた組に係る国民年金保険料徴収台帳の昭和 37 年度分から 44 年度分をみても、申立人の妻の氏名は社会保険庁の記録のとおり、43 年度から掲載されているのに対し申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 12 月当時は、附則 13 条による特例納付が可能であるが、申立人は、保険料は組を通じて毎月納めていたはずだとしていることから、保険料が特例納付により納付された事情はうかがえない。

加えて、A 町（現在は、B 町）が保管する国民年金被保険者カードには、昭和 54 年に申立期間の納付を勧奨する通知が発出されたことが確認できるが、申立人及びその妻共に当該通知について記憶していない。

その上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 159

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に結婚し、その手続に A 市役所へ行った際に窓口で国民年金の加入を勧められ手続をした。その後、毎月市役所へ行き、納付していたので未納の期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に婚姻届の提出に A 市役所へ出向いた際、国民年金への加入を勧められて手続をしたとしているが、申立期間当時に申立人が居住していた市を管轄する社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和 52 年 7 月に B 町（現在は、C 町）役場で手続した以降の記録しか記載されておらず、申立期間の A 市での国民年金加入状況、住所履歴等の記載が無い。

さらに、申立人は、納付金額を記憶していない上、納付場所等についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 11 月 15 日まで

私は、昭和 44 年から A 株式会社に勤務していた。すぐに次の会社に入ったので失業保険はもらわなかったが、社会保険と雇用保険の両方に加入していた。一緒に勤務した同僚に確認の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務した同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人及び当時の経理担当者の保険料控除の記憶も曖昧である。

また、A 株式会社の事業所被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の名前が事務処理の誤りから欠落したことは考え難く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。